

平成 2 3 年 度

富士見市教育行政方針

平成 2 3 年 2 月 8 日

富士見市教育委員会

はじめに

- 1 教育委員会の活性化
- 2 信頼される学校づくりの推進と確かな学力の育成
- 3 豊かな心をはぐくみ、健やかな体を育成する教育の推進
- 4 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
- 5 安全・安心な教育環境整備の推進
- 6 平和で豊かな地域社会実現のための生涯学習・社会教育の推進
- 7 文化的風土をつくる郷土遺産の継承・活用の推進
- 8 気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむ環境づくりの推進

おわりに

はじめに

教育委員会は、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、平和で民主的な国家・地域社会の形成者としての資質を育て、高めるために、「人間尊重」を教育の基本理念に、市民一人ひとりが生命を大切にし、思いやりのある豊かな人間性と創造性を育成する教育行政を推進します。

平成22年度は、学校教育において、情報化社会に対応できる環境づくりとして、ICT（情報コミュニケーション技術）教育推進のため授業用パソコンを増設するとともに、全教職員に一人一台のパソコンを整備しました。また、施設維持管理では、すべての小・中・特別支援学校の耐震補強工事が完了するとともに、すべての小・中学校の校舎棟と体育館には冷水器を設置しました。

生涯学習・社会教育の分野では、中央図書館に指定管理者制度を導入し、より一層のサービス向上を目指した運営がスタートしました。さらに、生涯学習社会の構築を目指した「第2次富士見市生涯学習推進基本計画」を市民参加のもとで策定しました。

平成23年度は、小学校の新学習指導要領が全面実施となり、新たに採択された教科書での新教育課程による学習がスタートします。また、本市第5次基本構想の初年度に当たります。教育委員会は、その基本目標の達成に向けて、次の方針に基づき学校教育と生涯学習・社会教育の一層の充実を図っていきます。

1 教育委員会の活性化

教育委員会は、教育の政治的中立性や継続性、安定性を確保し、教育委員の合議制による公正中立な意思決定と住民意思を反映させるという制度の趣旨に基づき、その効果的な運用を図ることの一つとして、平成22年4月に県内で初めて教育委

員候補者を公募し、選任していただきました。

運営においては、定例会議及び議案の事前協議や学校等の教育機関視察による現状把握等を行うための「教育委員協議会」を充実します。また、保護者や教職員、関係委員等との懇談の機会をつくりながら、開かれた教育委員会に努めます。さらに、事務事業の効果的な執行を行うための点検・評価を行うとともに、長期的展望に立った施策の企画・立案の体制を整備します。

(1) 教育にかかる現状と課題の把握に努めるとともに、市民に開かれた教育委員会運営を行います。

定例教育委員会議及び教育委員協議会の開催

市ホームページでの教育委員会議事録の公開

校長会や保護者、社会教育関係委員等との懇談会の開催

(2) 計画的かつ効果的な事務事業を推進します。

効率的、効果的に事務事業を推進するための事務事業評価の継続実施

市民参加による仮称「富士見市教育振興基本計画」の策定着手

教育政策課による教育施策の企画、立案や総合的な調整機能の充実

2 信頼される学校づくりの推進と確かな学力の育成

児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して、さまざまな課題に対応するための思考力、判断力、表現力や主体的に学習に取り組む態度などを身につけさせ、一人ひとりに確かな学力をはぐくむ教育を推進します。その際、児童生徒の発達段階を考慮し、言語活動や体験活動を充実するとともに、学習習慣の確立を図ります。

また、家庭、地域との連携により学校の教育力をさらに高め、地域社会に信頼さ

れる学校を目指します。

- (1) 各学校が創意工夫をこらした教育活動を展開し、開かれた学校づくり、特色ある学校づくりを推進します。

新学習指導要領の趣旨を生かした指導内容と授業時数の拡充

「教育に関する3つの達成目標」(学力・規律ある態度・体力)への取り組みの充実

保護者や地域の関係者による学校評価の充実と学校運営の改善

教職員人事評価制度による学校の活性化と教育力の向上

学校研究や共同・個人研究、各種研修会等の充実による教職員の資質向上

「学校応援団」の活動の充実

「富士見市学校運営支援者協議会」の試行

- (2) 個に応じた指導の充実を図り、一人ひとりの個性を生かし、可能性を伸ばす授業を展開します。

小学校に配置した基礎学力定着支援員による個に応じた指導の充実

確かな学力の定着を目指した少人数指導の充実

小学校理科支援員を活用した理科教育の充実

学習状況調査等の結果の検証に基づく指導体制や指導方法の工夫・改善

問題解決的な学習や体験的な学習の充実

言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成

伝統文化に関する学習の充実

- (3) 学校図書館の整備・充実を図り、児童生徒の読書活動を推進します。

司書教諭と学校図書館整理員、「学校応援団」等が連携した読書活動の推進

富士見市子ども読書活動推進計画に基づく学校図書館の環境整備と蔵書の

充実

(4) 英語教育、国際理解教育の充実に努めます。

英語指導助手の配置による、小学校の英語活動、中学校の英語教育の推進
地域人材を活用した国際理解教育、日本語指導の充実

(5) 情報教育を推進し、情報活用能力を育成します。

発達段階に応じた系統的な情報教育の推進
情報モラル、情報管理能力の育成
教員の情報活用研修の充実と I C T 機器等の活用

3 豊かな心をはぐくみ、健やかな体を育成する教育の推進

人間としてよりよく生きるための基礎・基本となる豊かな心をはぐくむために、
全教育活動を通して「心の教育」を充実し、児童生徒に生命^{いのち}を大切にする心や思い
やりの心、社会性や倫理観、正義感等の育成に努めます。

(1) 人権感覚を身につけ、自他の人権を尊重し、守ろうとする意識や態度を育成
します。

人権教育の充実
いじめ問題の解消
保護者・地域・関係機関との連携

(2) 豊かな心をはぐくむ教育を推進します。

道徳教育の充実
特別活動の充実
地域とのかかわりを大切にした社会体験の充実
学校ファームなどの自然体験の充実

(3) 児童生徒の健康の保持増進と食育の推進及び体力向上を図る健康教育の充実に努めます。

運動の特性や魅力を味わわせ、体力と運動の技能を高める体育授業の実践

児童生徒が意欲的に取り組み、体力を高める体育活動の計画と実践

栄養教諭・学校栄養職員等との連携による食に関する指導の充実

心身の健全な発達に資する安全で栄養バランスのよい学校給食の提供と食

物アレルギーのある児童生徒への配慮

地産地消による豊かなメニューの工夫と提供回数の増加

(4) 児童生徒の発達段階に応じ、家庭・地域と連携した進路指導・キャリア教育を推進します。

児童生徒一人ひとりの能力・適性、興味・関心等の的確な把握とガイダンス

機能の充実

将来に対する目的意識を高め、自らの意志と責任で主体的に進路を選択・決定できる力の育成

地域と連携し、望ましい職業観・勤労観をはぐくむ「はつらつ社会体験事業」の実施

(5) 保護者、地域と連携し、児童生徒を取り巻く教育環境の質の向上に努めます。

新入学児の保護者への「子育て講座」等の実施

「教育に関する親子意識調査」の分析結果を活用した講演会・研修会の実施

学校教育だより「きんもくせい」等による教育情報の発信

(6) 部活動に係る中学校の弾力的な学校指定を行います。

(7) 心豊かな児童生徒の育成を目指し、生徒指導体制を充実します。

小学校・中学校等の学校間の連携の推進

保護者・地域・関係機関との連携

専任教育相談員と生徒指導担当指導主事による学校訪問指導

- (8) いじめ・不登校問題への対応のため、教育相談室と学校・家庭との連携を図り、将来の社会的自立に向けた支援を充実します。

教育相談に関する研修会の充実

「ふれあい相談員」の中学校への配置と小学校への巡回

専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーとの連携・協力

専任教育相談員等を定期的に小・中学校に派遣する「巡回相談」の実施

通室生指導員による学校復帰への支援

- (9) 高等学校等の入学準備に係る費用の負担軽減に努めます。

4 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性や能力を最大限に高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用し、適切な指導・支援を行います。

- (1) 教育相談室や関係機関と連携し、各学校の校内就学相談機能を充実させ、適切な就学指導・支援を行います。
- (2) ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進し、特別支援学級と通常の学級等との交流及び共同学習の充実に努めるとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校で学ぶ支援籍学習を推進します。
- (3) 富士見特別支援学校では、小・中・高等部 1 2 年間の一貫した教育を基本に、児童生徒一人ひとりの障がいの状況や発達段階を的確にとらえ、それぞれの自立を目指し、社会参加を推進します。また、特別支援教育のセンター的機能を充実します。
-

(4) 通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒への適切な支援を行うため、学校、家庭との連携を密にし、通級指導教室での指導・支援を充実します。

(5) 校内の特別支援教育体制を整備するとともに、発達障がいの児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に努めます。

特別支援教育に係る校内委員会の充実

特別支援教育コーディネーターの育成

小・中学校の特別支援学級の充実

すこやか支援員の配置による支援体制の充実

5 安全・安心な教育環境整備の推進

児童生徒の安全を確保し、学校と地域社会が一体となった取り組みを行い、安心して学べる教育環境づくりを実現します。

(1) 児童生徒が安心して学べる、安全な教育環境を整備します。

生活安全、交通安全、災害安全（防災教育）に関する指導の充実

通学路の安全点検及び安全マップの作成と活用

小・中・特別支援学校児童生徒へ防犯ブザーの貸与

(2) 地域と連携・協力した地域ぐるみの防犯体制の整備・充実に努めます。

スクールガード・リーダーを中心とした学校安全支援体制の充実

青色パトロールカーによる巡回パトロールの実施

(3) 学校施設・設備の整備を進め、教育環境の充実に図ります。

鶴瀬小学校、西中学校及び富士見特別支援学校校舎トイレの計画的な改修工事等の実施

諏訪小学校グラウンド等整備の実施

針ヶ谷小学校の大規模改造工事の実施

6 平和で豊かな地域社会実現のための生涯学習・社会教育の推進

第2次生涯学習推進基本計画における基本理念にもとづき、あらゆる世代の市民が、いつでも、どこでも、いつまでも自発的に学習できる生涯学習・社会教育の環境を構築するための支援に努めます。また、学校・家庭・地域との連携・協働のもと、子どもたちが地域で安心して過ごし健全に育まれる環境づくりに努めます。

(1) 市民があらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を適切に生かすことができる生涯学習社会づくりに努めます。

市民の学習活動等を支援するための「人材バンク制度」の充実

市民が自ら学習するのに役立つ情報の収集・提供の充実

人間尊重の理念に基づいた人権教育及び啓発のための各種学習機会の提供

市民文化創造活動推進のための文化団体への支援

生涯学習・社会教育関連施設間の連携とネットワークの構築

(2) 子どもたちの豊かな人間性を地域ではぐくむための環境づくりに努めます。

安全・安心な子どもたちの居場所づくりとして、「地域子ども教室」の充実

家庭の教育力向上に向けた取り組みの充実

公 民 館

公民館は、市民がつどい、学びあい、つながりあい、活躍できる機会を通して自己実現を図るとともに、市民団体との協働や関係機関等との連携による事業を推進し、地域社会を創る学びのネットワークづくりをすすめます。

(1) 市民の自由な学びを支援するとともに、日常生活やめまぐるしく変化する社

会・経済情勢から生まれる課題の解決に向けた学習機会の充実に努めます。

子育て・子育ての学びの支援をはじめ、家庭・地域・学校の連携の推進
高齡社会の進展に伴う諸問題をはじめ、まちづくりに係る地域の課題を学
びあう機会の充実

人権の尊重・多文化共生をはじめ環境問題や情報化社会への対応など現代
的課題を学びあう機会の充実

富士見市全域を対象として、市内のNPO法人や市民実行委員会などとの
協働による市民大学や子どもフェスティバル、平和・憲法啓発事業、地域自治
シンポジウム等の推進

青少年をはじめ高齡者や障がいのある人を含めたすべての市民の自由な学
習・文化、レクリエーション活動への支援

(2) 市民の生涯学習・社会教育活動の発展につながる情報及び地域生活に関する
資料の収集や提供、学習相談に努めます。

各地域の特色を活かし、市民とともに編集する「公民館だより」の発行
ホームページ上の公民館情報コーナーの充実

市内・外の生涯学習・社会教育情報や資料の収集や提供、相談業務の充実

(3) 市民と協働の公民館活動の充実にめざし、利用団体・サークルをはじめ幅広
い市民の意向を反映する機会をつくります。

利用者懇談会の開催や利用団体組織との連携・協力及び新たな公民館企画
運営への市民参画の推進

計画的な公民館運営の推進をめざした公民館運営審議会の開催

公民館事業の成果や課題を共有し、市民との協働を深めるための公民館事
業の点検・評価の推進と職員の専門性の向上

(4) 安全にそして快適に利用できる施設・設備の充実に努めます。

ユニバーサルデザインに配慮した計画的な施設改修や施設の老朽化に伴う
設備修繕等の推進

環境に配慮した施設運営の推進

図 書 館

市民が求める資料や情報の多様化に応えられるよう、郷土・行政資料を含めた幅広い資料の収集と提供、整理、保存を行います。また市民の生涯にわたる活動と課題解決を支援するため、資料の紹介や調べ事の相談など情報提供機能を充実します。さらに、施設・設備の改善等を計画的に進めます。

- (1) 暮らしとまちづくりに役立つ図書館を目指し、図書や雑誌、視聴覚資料などの適切な収集と提供、保存を行うとともに、利用環境の整備とサービスの拡充に努めます。
- (2) 子どもたちに本の楽しさを伝え、読書経験を豊かにするために、富士見市子ども読書活動推進計画を積極的に推進するとともに、市民との協働、学校や保育所等関係機関との連携に努めます。
- (3) 資料や情報とそれを求める市民を結ぶため、資料の紹介、調べ事の相談及びインターネットを活用した情報提供サービスの充実を図ります。
- (4) 公共施設で資料の返却や予約図書の受取りができる配送サービスを提供します。

7 文化的風土をつくる郷土遺産の継承・活用の推進

市内では地域ごとに特色ある歴史が形成され、有形・無形の文化財が数多く残されてきています。社会情勢の急激な変化や都市化の波のなかで、これらの文化財を貴重な郷土の文化遺産として将来に伝えていくことが大切です。また、市の文化的

風土の形成や個性あるまちづくりの資源として、市民がその価値を知り広く享受できるよう、市民の学習活動を支援するとともに、関係者の理解と協力を得ながらその保存と活用に努めます。

(1) 文化財を適切に保存し、次世代への継承に努めます。

文化財保護施策の基礎となる各種文化財の掘り起こしを含めた調査や資料
収集

文化財指定に向けての調査・研究

指定文化財の適正な保存・管理及び後継者の育成と、所有者・管理者に対
する保存・修理等の援助

埋蔵文化財包蔵地の把握・更新・周知を図り、適正な発掘調査事業の実施
と出土品管理の充実

(2) 市民が文化財に親しみ、まちを活性化する資源として活用できるよう努めま
す。

文化財に関わる資料や情報提供の充実

文化財の公開、発掘調査の現地説明会や報告会等による文化財に親しむ活
動の推進

水子貝塚資料館・難波田城資料館

国指定史跡「水子貝塚」及び県指定旧跡「難波田氏館跡」を管理するとともに
市民の学習・交流の場となるよう資料館や歴史公園の管理・運営に努めます。

(1) 資料館や歴史公園を活用した郷土学習の機会の提供と学習活動の支援に努め
ます。

文化財資料の収集・保管、公開・活用、情報提供の推進

資料館や歴史公園を活用した各種体験学習や事業の充実

学校との連携の強化及び関係団体や市民との協働の推進

(2) 市民の憩いやふれあいの場となるよう資料館や歴史公園の管理・運営に努めます。

公園内の樹木及び復元住居（伝統的建造物）等の維持・管理の充実

地域活性化の資源としての歴史公園の整備の推進

8 気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむ環境づくりの推進

少子高齢化や情報化社会等の進展にともなう生活環境の急激な変化が、日常生活での身体的活動の減少や精神的ストレスの増大を招いています。このような中で、「スポーツ振興健康増進都市宣言」をふまえ、青少年をはじめ高齢者や障がいのあ
る人を含めたすべての市民が、健康で活力あふれる生活を送ることができるよう、日常生活の一部として気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる場と機会を提供していきます。

(1) 市民が安心・安全に利用できる体育施設の提供や情報の提供、施設・設備の改修を行います。

学校体育施設、夜間照明屋外運動場、運動公園等の施設提供の充実

スポーツ・レクリエーションに親しむための各種情報提供の充実

市民総合体育館と富士見ガーデンビーチ（市民プール）の計画的な施設・設備の修繕

(2) スポーツを通じて市民の健康増進や交流の機会を充実します。

市民スポーツ団体との協働や関係機関との連携による各種スポーツ教室や大会の開催

各種スポーツ・レクリエーション団体への支援や指導者の育成

おわりに

私たちは、この世に生を受けたときから人間として生きていくために、家庭や学校での生活、地域社会とのかかわりの中で、知識を習得し、感性を磨き、経験を積み重ねながら、生きる力を身につけていきます。その過程での新しい発見や出会いを伴う「学び」には、必ず喜びがあります。その学ぶ喜びが、子どもたちには将来への「夢と希望」を育てることにつながります。また、大人には自己実現とともに、学びの成果をより豊かなまちづくりにつなげることができると思います。

教育委員会は、このような考えのもとで、本方針に掲げた目標達成のために、教育関係委員をはじめ市民との一層の連携や協力の関係をつくりながら、効果的な教育行政の推進に努めてまいります。